

平成30年度

指定管理者監査報告書

東久留米市監査委員



30東久監発第40号
平成31年3月28日

東久留米市長 並木克巳 殿

東久留米市議会議長 野島武夫 殿

東久留米市監査委員 安藤純一

東久留米市監査委員 津田忠広

平成30年度指定管理者監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した指定管理者監査の結果を、同条第9項の規定により別紙のとおり提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

平成30年度 指定管理者監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

2 監査の対象

公の施設	指定管理者	所管部課
東久留米市西部地域センター 東久留米市南部地域センター 東久留米市東部地域センター 東久留米市滝山地区センター 東久留米市ひばりが丘地区センター 東久留米市大門町地区センター 東久留米市市民プラザ	株式会社セイウン	市民部 生活文化課

3 監査の範囲

平成29年度の公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行

4 監査の期間

平成30年10月22日から平成31年3月27日まで

5 監査の主眼及び方法

監査にあたっては、公の施設の管理に係る事務が適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、関係書類を調査し、担当職員及び指定管理者より逐次説明を聴取して確認を行い実施した。

第2 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されているものと認められた。

ただし、一部改善及び検討を要する事項が見受けられたため、改めて、事務処理及び協定書等を精査し、より厳格な事務の執行に努められるよう要望する。

東久留米市各地域センター及び東久留米市市民プラザ

指定管理者の概要

1 指定管理者の名称
株式会社セイウン

2 指定の意義

東久留米市地域センター及び東久留米市市民プラザの管理運営に関して民間事業者たる指定管理者の能力を活用しつつ、市民サービスの効果及び効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図ることにある。

3 管理内容

東久留米市地域センター及び市民プラザの管理運営に関する基本協定書に基づく。

4 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

5 指定管理料

平成29年度 184,866,000円

内訳 生活文化課分 172,822,000円

福祉総務課分 12,044,000円

6 決算の状況

(単位：円)

平成29年度	収入決算額	支出決算額	収支差額
東久留米市各地域センター及び東久留米市市民プラザ合計	189,548,576	188,495,717	1,052,859